

目黒区都市計画審議会会議録

令和5年度 第2回(281回)

[令和5年10月18日]

令和5年度第2回（通算第281回）目黒区都市計画審議会会議録

【発言】

【発言要旨】

（欠席委員 細貝委員ほか5名）

会長 令和5年度第2回、通算第281回の都市計画審議会を開催する。会議録の署名委員は私と藤井さやか委員とする。傍聴者はなし。

会長 議題に入る。本日は2件の付議と1件の諮問がある。本日の付議諮問案件について、事務局から願います。

区 まず、目黒区決定である地区計画の決定の付議についてである。

～ 事務局付議文を読み上げる ～

つづいて、目黒区決定である高度地区の変更の付議についてである。

～ 事務局付議文を読み上げる ～

つづいて、東京都決定である用途地域変更の諮問についてである。

～ 事務局諮問文を読み上げる ～

なお、本日の諮問結果を踏まえて、東京都へ回答していくことになる。

会長 ただいま付議された、目都計第745号「東京都市計画地区計画（補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画）の決定について」、目都計第745号「東京都市計画高度地区（補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画関連）の変更について」及び諮問のあった「東京都市計画用途地域（補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画関連）の変更について」を議題とする。

この3件については、関連する案件であるため、一括で説明をお願いし、採決にあたっては案件ごとに行う。

それでは事務局より説明をお願いします。

区 本件については、8月4日に開催した本審議会において都市計画の案を報告し、その後9月20日から10月4日まで、都市計画法に基づく縦覧や意見募集を行い、都市計画の手続きを進めてきた。資料の項番1、経緯等について、東京都が進めている都市計画道路、補助26号線の整備に伴い、変化する市街地環境

に対し、住環境の保全や防災性の向上など、地区の課題に対応するため、世田谷区と連携し、平成30年度から地域の皆様とまちづくりのルールについて検討を重ね取りまとめてきた。

また、用途地域の変更については、東京都が決定することから、本地区の地区計画に関連する用途地域の変更案について東京都から意見照会があったものである。

項番2の縦覧等の結果については、別紙1のとおり縦覧者2名、意見の提出はなかった。これに伴い、地区計画案及び高度地区の変更の案からの変更はない。

項番3の地区計画の決定及び高度地区の変更の付議について、案からの変更はないが、あらためて計画図書に基づき概要を説明申し上げる。

別紙2は、東京都都市計画地区計画の決定（目黒区決定）の案になる。名称は「補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画」で、位置・面積は記載のとおりである。地区計画の目標は、世田谷区が定める地区計画と整合を図りながら教育施設の機能を維持し、防災性を維持・向上し、周辺と調和した、安全安心で快適に暮らせる沿道市街地の形成を目指していく。区域の整備・開発及び保全に関する方針は記載のとおりである。地区整備計画における建築物の高さの最高限度、形態、色彩、その他の意匠に関する制限、垣または柵の構造の制限、土地利用に関する事項を記載のとおり地区計画として定めていく。

地区計画の範囲は補助26号線から20mとなっている。資料記載の図で濃くなっている部分は世田谷区の地区計画の範囲である。

方針附図をご覧いただくと、該当地区は東大が広域避難場所となっていることから、世田谷区側からの動線の確保を大まかな場所で示しており、今後の道路整備に合わせて道路を横断できるように取り組んでいく。

別紙3は、東京都都市計画高度地区の変更（目黒区決定）の案となる。変更箇所は第一種高度地区の面積が変更前は590.3haから590.0haに減っており、第二種高度地区が484haから484.3haに増えるものである。

補助54号側の、用途地域が第一種低層住居専用地域から第一種中高層専用地域に変更する範囲であり、こちらについて高度地区を変更するものとなる。

別紙4は、用途地域の変更（東京都決定）となる。

第一種低層専用住居地域が第一種中高層住居専用地域に変更になる。面積が0.3haとなっている。

項番5、今後の予定だが、東京都が決定する用途地域の変更については本日の審議会に諮ったのち、東京都が区からの回答を踏まえ、11月17日の東京都都市計画審議会に付議する予定である。区が決定する地区計画及び高度地区の変更については、本日の審議会にお諮りし、異議がない旨の答申をいただいたら、12月には東京都と世田谷区及び目黒区が同時に都市計画の決定に関する告示及び

決定を行う。その後、区では地区計画に係る建築制限条例の議案提出を行い、条例を制定する予定である。

会長 説明が終わったので質疑に入りたい。質問等があればお願いしたい。

～ 質問無し ～

会長 よろしいだろうか。質問が無いようなのでお諮りしたい。採決方法としては異議あり・なしを諮る簡易採決を行いたいかがか。

委員 異議なし

会長 それでは、簡易採決を行う。まず令和5年10月18日付け目都計第745号により区長から付議された「東京都市計画地区計画（補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画）の決定について」、案のとおり異議はないか。

委員 異議なし

会長 異議なしと認め、「東京都市計画地区計画（補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画）の決定について」は、案のとおり異議はない旨、当審議会として区長へ答申する。

会長 続いて、区長から付議された「東京都市計画高度地区（補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画関連）の変更について」、案のとおり異議はないか。

委員 異議なし。

会長 異議なしと認め、「東京都市計画高度地区（補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画関連）の変更について」、案のとおり異議はない旨、当審議会として区長へ答申する。

会長 続いて、区長から諮問された「東京都市計画用途地域（補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画関連）の変更について」、目黒区が東京都へ意見なしと回答することについて、異議はないか。

委員 異議なし。

会長 異議なしと認め、「東京都市計画用途地域（補助26号線沿道駒場四丁目地区
地区計画関連）の変更について」、目黒区が東京都へ意見なしと回答すること
について異議はない旨、当審議会として区長へ答申する。

～ 会長答申文を読み上げる ～

会長 事務局から今後の予定等があれば。

区 次回第3回の開催につきましては、未定である。詳細が決まり次第、各委員宛て
に開催通知をお送りする。

会長 令和5年度第2回（通算281回）目黒区都市計画審議会を閉会する。

以上は、会議の概要であることを証する。

（署名委員）
